

## 簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 3月 6日

宇治市長 松村 淳子  
(担当課：契約課)

記

品名	宇治市保育所給食用 精白米（1kgあたり）		
納品場所	宇治市立各保育所		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
物品概要及び条件	宇治市保育所給食用 精白米		
予定価格	¥1,075 / kg (税込)	最低制限価格	無
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②のすべてを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（京都府内本店） ②米穀販売事業の届出			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年3月19日（木） 午前 11時 00分 まで 提出場所 宇治市役所 3階 契約課 見積箱 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月19日（木） 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件に係る契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとし、 参加表明書、見積書及び米穀販売事業の届出を確認できる書類は同一の封筒に封入し、その封筒には、案件名、商号又は名称を記載してください。見積書は、契約課カウンターにある見積箱に投函してください。封筒のサイズは見積箱の投函口（130mm）に入るものとしてください（長形3号封筒など）。 別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

## 説明会に替えて連絡する事項

◆本件は単価契約です。予定価格は1 kgあたりの金額です。見積書には  
1 kgあたりの金額を記入してください。

◆本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年3月 6日（金）午前9時から

令和8年3月12日（木）午後5時まで

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

## 宇治市保育所給食用 精白米（1kgあたり） 仕様書

1. 品名 宇治市保育所給食用 精白米（1kgあたり）
2. 期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
3. 納品場所 宇治市公立保育所7保育所

北木幡保育所	宇治市木幡陣ノ内1	(TEL 39-9221)
木幡保育所	宇治市木幡東中10-2	(TEL 39-9213)
西小倉保育所	宇治市伊勢田町遊田69	(TEL 39-9215)
小倉双葉園保育所	宇治市小倉町西畑13	(TEL 39-9207)
善法保育所	宇治市宇治善法116-2	(TEL 39-9223)
宇治保育所	宇治市宇治式番84-10	(TEL 39-9211)
大久保保育所	宇治市大久保町旦椋25	(TEL 39-9302)

### 4. 規格・仕様

- \*食品衛生法に基づく残留農薬基準等関係法令による基準が遵守されていること。
- \*精米年月日が記載されており、栽培履歴の確認ができるものであること。
- \*令和7年、令和8年に収穫されたもので、他種とブレンドされていないこと。
- \*納入商品

精白米：京都府産 精白米 購入予定量 約9,000kg/年  
(購入予定量は、あくまで予定であり、発注を確約するものではない)

### 5. 特記事項

#### (1) 発注方法

- ・納入前月下旬に当該納入月分を各保育所から受注者に行う。

#### (2) 納品方法

- ・納品は、各保育所からの申し出のとおり、指定の期日・時刻・内容量・場所に適切に行うこと。
- ・原則週1回の納品とする。
- ・納品にあたっては、保育所の検収を受けた上で受注者が直接行うこと。

#### (3) 支払方法

- ・支払については、毎月払いとする。
- ・受注者は、契約単価に保育所が発注した量を乗じた額を契約代金とし、原則当月に納入した分を取りまとめて、翌月5日までに各保育所に請求すること。

### 6. その他

- ・関係法令等を遵守すること。
- ・緊急時の配送にも対応すること。
- ・米の収穫状況等を要因とする支障が出ないように対応すること。
- ・保育所給食に深い理解を持ち、かつ、協力的であるとともに、常に品質向上に努めること。
- ・購入予定量及びその契約全期間における納入について確保ができること。
- ・その他詳細については、別途協議するものとする。